

# 第6回四日市市・楠町合併協議会

## 会 議 資 料

日時 平成16年1月30日(金)午前9時30分から  
会場 楠町民福社会館 1階ホール

## 第6回四日市市・楠町合併協議会次第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

#### ( 1 ) 協議事項

協議第 31 号	介護保険事業について	1
協議第 32 号	高齢者福祉事業について	5
協議第 33 号	障害者福祉事業について	9
協議第 34 号	社会福祉事業について	13
協議第 35 号	人権関係事業について	16
協議第 36 号	広報・広聴事業について	19
協議第 37 号	その他の事業（企画）について	23
協議第 38 号	新市建設計画について	31

#### ( 2 ) 次回（第7回会議）提案事項

協議第 39 号	国民健康保険事業について	32
協議第 40 号	廃棄物処理事業について	35
協議第 41 号	商工・観光事業について	42
協議第 42 号	農林水産事業について	45
協議第 43 号	学校教育事業について	48
協議第 44 号	社会教育事業について	52
協議第 45 号	その他の事業（総務）について	57

### 4 その他

・次回協議会について

日時 平成16年2月18日（水）9時30分から

会場 本町プラザ

### 5 閉 会

## ( 1 ) 報 告 事 項

## ( 1 ) 協 議 事 項

協議第31号

## 介護保険事業について

介護保険事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

協 定 項 目	介護保険事業
調 整 の 内 容	<p>介護保険事業については、四日市市の制度を適用するものとする。</p> <p>なお、楠町の介護保険事業計画については、現行のまま四日市市へ引き継ぎ、第3次介護保険事業計画（平成18～22年度）において統一する。</p> <p>また、第1号被保険者の介護保険料基準額については、それぞれの制度を適用し、第3次介護保険事業計画の初年度に統一する。</p>

[ 協議第 3 1 号参考資料 ]

住民・福祉部会

協 定 項 目		関 係 項 目	
介護保険事業		介護保険事業計画	
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
1 名称	第 2 次介護保険事業計画	1 名称	第 2 次介護保険事業計画
2 目的	四日市市にふさわしい長寿社会をいかに実現していくかという課題に対して、基本的な政策目標を定め、その政策目標を実現するための具体的施策を明らかにする	2 目的	本格的な高齢社会における要介護者の自立した生活を継続していくために必要な支援を行うことを目的とする事業を定める
3 概要	<p>介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進める為に介護保険法で定められた事業計画を5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。</p> <p>&lt;高齢者が安心して利用できる介護保険制度を進めます&gt;</p> <p>(1) 公平・公正・適切な要介護認定を行います 介護認定審査会の共同設置と介護認定審査会委員の研修の充実 認定調査員の確保と研修の充実</p> <p>(2) サービス提供体制の整備を促進します サービス事業の展開に役立つ情報の提供 人材の養成・確保 サービス提供施設の整備</p> <p>(3) 総合的な相談を行います 総合的な相談窓口の充実 各関係機関との連携・充実</p> <p>(4) サービスの選択や質の向上を確保します サービス情報の積極的な公開 サービス事業者の連携の組織化の充実 サービス事業者の評価指導體制の確立 介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援 介護相談員活動の充実</p> <p>(5) 低所得者への援助を行います 貸付制度の実施 保険料の減免制度の実施 利用者負担の緩和措置の実施</p>	<p>3 概要</p> <p>介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進める為に介護保険法で定められた事業計画を5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。</p> <p>&lt;介護保険サービスの推進&gt;</p> <p>低所得者対策に関すること 保険料減免制度の実施 利用者負担の緩和措置の実施 貸付制度の実施 利用者利便の方策</p> <p>(1) 公平・公正かつ適切な要介護認定を行います 介護認定審査会の共同設置と審査員研修の充実 介護認定調査員の確保と研修の充実</p> <p>(2) サービス供給体制の整備を促進し供給量確保に努めます サービス事業の展開に役立つ情報の提供 人材の育成・確保 サービス提供体制の整備 介護老人福祉施設への円滑な入所の促進</p> <p>(3) 総合的な相談業務を行います 総合的な相談窓口の設置 各関係機関との連携</p> <p>(4) サービスの選択や質の向上を確保します サービス情報の積極的な展開 サービス事業者の連携組織の設置 介護相談員派遣事業の実施</p>	
4 策定年月	平成 1 5 年 3 月策定	4 策定年月	平成 1 5 年 3 月策定
5 計画期間	5 年を一期とする（3 年ごとに見直しを行う）	5 計画期間	5 年を一期とする（3 年ごとに見直しを行う）

[ 協議第 3 1 号参考資料 ]

住民・福祉部会

協 定 項 目	介護保険事業	関 係 項 目	介護保険料基準額	
現		況		備 考
四 日 市 市		桶 町		
<p>「第1号被保険者の介護保険料基準額」 月額 3,324 円</p> <p>年額 第1段階：19,944 円 (基準額×0.5) 第2段階：29,916 円 (基準額×0.75) 第3段階：39,888 円 (基準額) 第4段階：49,860 円 (基準額×1.25) 第5段階：59,832 円 (基準額×1.5)</p> <p>所得段階区分 第1段階：生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 第2段階：本人および世帯全員が市民税非課税の人 第3段階：本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる人 第4段階：本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人 第5段階：本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の人</p>		<p>「第1号被保険者の介護保険料基準額」 月額 3,140 円</p> <p>年額 第1段階：18,840 円 (基準額×0.5) 第2段階：28,260 円 (基準額×0.75) 第3段階：37,680 円 (基準額) 第4段階：47,100 円 (基準額×1.25) 第5段階：56,520 円 (基準額×1.5)</p> <p>所得段階区分 第1段階：生活保護を受給している人、または世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 第2段階：本人および世帯全員が町民税非課税の人 第3段階：本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる人 第4段階：本人が町民税課税で合計所得金額が200万円未満の人 第5段階：本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上の人</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者 65歳以上の人</li> <li>・第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人</li> </ul>

〔協議第31号参考資料〕

関 係 法 令	事 例
<p><b>介護保険法（平成9年法律第123号）</b>                      （市町村介護保険事業計画）                      第117条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。                      2～7 省略</p> <p>（保険料）                      第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。                      2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。                      3～4 省略</p> <p><b>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）</b>                      （保険料率の算定に関する基準）                      第38条 各年度における保険料率に係る法第百129条第2項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を助案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。                      (1)～(5) 省略                      2 前項の基準額は、事業運営期間（法第147条第2項第1号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。                      3～7 省略</p>	<p>&lt; 呉市 &gt;                      (1) 原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。                      (2) 介護保険料は、呉市の基準に統一するものとする。</p> <p>&lt; 宗像市 &gt;                      両市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。                      1. 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、玄海町は、合併の日の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。                      2. 介護認定審査会については、新市において福岡町と共同設置する。なお、宗像市・福岡町介護認定審査会は、合併の日の前日をもって廃止する。                      3. 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料を定める。                      4. 保険料の賦課期日については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。                      5. 第1号被保険者の普通徴収の納期については、8期とする。                      6. 保険給付の内容については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。                      7. 介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>&lt; 西東京市 &gt;                      介護保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。                      (1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。ただし、合併年度については、それぞれの旧市の例による。                      (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p> <p>&lt; 前橋広域市町村合併協議会 &gt;                      介護保険料の取扱いについては、現行のままとし、平成18年度から同一の介護保険料とするものとする。</p> <p>&lt; 岐阜広域合併協議会 &gt;                      1. 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。                      2. 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18年～22年度）策定の中で調整を図るものとする。                      3. 第1号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。</p>

協議第32号

## 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

5

<b>協 定 項 目</b>	高齢者福祉事業
<b>調 整 の 内 容</b>	高齢者福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。 なお、楠町の老人保健福祉計画については、現行のまま四日市市へ引き継ぎ、第4次高齢者保健福祉計画（平成18～22年度）において統一する。

〔協議第32号参考資料〕

住民・福祉部会

協 定 項 目	高齢者福祉事業			関 係 項 目	
現 況					備 考
主な事業					
事業名	四日市市	楠町	調 整 案		
特別養護老人ホーム建設費補助事業			四日市市の制度を適用する。		
地区敬老行事補助事業			四日市市の制度を適用する。		
敬老の日事業			地区敬老行事補助事業などで対応する。		
老人社会参加活動育成事業			四日市市の制度を適用する。		
老人クラブ運営費補助事業			四日市市の制度を適用する。		
ふれあいいきいきサロン設立補助事業			四日市市の制度を適用する。		
訪問給食事業（配食サービス）			四日市市の制度を適用する。		
おむつ支給事業			四日市市の制度を適用する。		
家族介護慰労金支給			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
在宅介護支援センター事業			四日市市の制度を適用する。		
日常生活用具給付事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
緊急通報電話貸与事業			四日市市の制度を適用する。		

〔協議第32号参考資料〕

住民・福祉部会

協 定 項 目	高齢者福祉事業	関 係 項 目	高齢者（老人）保健福祉計画
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
<p>1 名称 第3次高齢者保健福祉計画</p> <p>2 目的 長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉を構築するため政策目標を定める</p> <p>3 概要 老人保健法、老人福祉法の規定により、市町村が策定する計画で、四日市市は介護保険事業計画と一体のものとして作成している</p> <p>(1) &lt;高齢者福祉事業&gt;高齢者の自立した生活を支援します 日常生活に支障がある高齢者をささえます 地域での見守り・助け合いを充実します 判断能力が不十分な高齢者が自立した地域生活をおくれるよう支援します</p> <p>(2) &lt;高齢者保健事業&gt;高齢者がいきいき生活できる健康づくりを進めます 若い頃からの健康づくりで生活習慣病を予防し健康寿命を延ばします 健康寿命を延長する取り組みにより介護予防につながるよう支援します</p> <p>(3) &lt;社会参加&gt;高齢者の生きがいがある社会参加を進めます 高齢者の生きがい活動を支援します 高齢者の学習活動を支援します 高齢者のスポーツ活動を支援します 高齢者の就労を支援します</p> <p>(4) &lt;福祉のまちづくり&gt;高齢者が安全で暮らしやすい福祉のまちづくりを進めます 高齢者が暮らしやすい住宅づくりを進めます 高齢者が移動しやすく、暮らしやすい福祉のまちづくりを進めます</p> <p>(5) &lt;市民の福祉意識と福祉活動&gt;市民みずからの福祉活動を育てます 社会教育により福祉教育を充実します 学校教育により福祉教育を充実します 福祉意識の啓発活動と福祉ボランティアの育成を充実します 多様な福祉サービスにつながるNPO活動の促進に努めます</p> <p>4 策定年月 平成15年3月策定</p> <p>5 計画期間 5年を一期とする（3年ごとに見直しを行う）</p>	<p>1 名称 第3次老人保健福祉計画</p> <p>2 目的 長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉を構築するため政策目標を定める</p> <p>3 概要 老人保健福祉計画の策定。保健・福祉・医療を住民のニーズに応じ一体的に提供できるようにする</p> <p>(1) 健康づくりと疾病予防の支援 町民が主体的に健康づくりに取り組む環境の構築、支援を図ります 相談窓口の充実を図り、利用者の利便性を高めます 関係機関の連絡体制を整え、環境整備を図ります</p> <p>(2) 生きがいづくりへの支援 生涯学習による生きがいづくり 社会参加による生きがいづくり 就労による生きがいづくり</p> <p>(3) 自立生活への支援 生活支援活動を行います 地域での見守りや助け合いを充実します ボランティア・NPO等の育成活動を充実します</p> <p>(4) 安心して生活できる環境づくり 安心して住める住宅づくり 移動のしやすいまちづくり</p> <p>4 策定年月 平成15年3月策定</p> <p>5 計画期間 5年を一期とする（3年ごとに見直しを行う）</p>		

関係法令	事例
<p><b>老人福祉法（昭和38年法律第133号）</b></p> <p>（市町村老人福祉計画）                  第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2～9 省略</p> <p><b>老人保健法（昭和57年法律第80号）</b></p> <p>（市町村老人保健計画）                  第46条の18 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2～8 省略</p>	<p>&lt; 呉市 &gt;                  福祉制度の取扱い                  (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。                  (2) 省略</p> <p>&lt; 宗像市 &gt;                  高齢者福祉                  (1) 介護保険外の高齢者福祉サービス事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。                  (2) 利用者負担については、介護保険事業等との均衡を図りながら、新市において設定する。</p> <p>&lt; 福山市 &gt;                  各種福祉制度の取扱い                  福山市の制度に統一するものとする。                  ただし、事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。                  省略</p> <p>&lt; 前橋広域市町村合併協議会 &gt;                  保健福祉事業の取扱い                  保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。                  ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。</p>

協議第33号

## 障害者福祉事業について

障害者福祉事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

6

<b>協 定 項 目</b>	障害者福祉事業
<b>調 整 の 内 容</b>	障害者福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。 なお、楠町の障害者計画については、現行のまま四日市市へ引き継ぎ、合併後、速やかに統一する。

[ 協議第 3 3 号参考資料 ]

協 定 項 目		障害者福祉事業		関 係 項 目		備 考	
現 況						備 考	
主な事業							
事業名	四日市市	楠町	調 整 案				
身体障害者更生援護施設事務事業 (身体障害者施設入所事務)			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
知的障害者援護施設事務事業 (知的障害者施設入所事務)			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
精神障害者地域生活援助事業 (グループホーム)			四日市市の制度を適用する。				
心身障害者小規模授産事業運営費補助事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
精神障害者小規模通所授産事業運営補助事業			四日市市の制度を適用する。				
心身障害者小規模授産施設等通所費扶助費 (交通費補助)			四日市市の制度を適用する。				
精神障害者小規模授産施設等通所費扶助費 (交通費補助)			四日市市の制度を適用する。				
手話通訳者派遣事業			四日市市の制度を適用する。				
タクシー料金助成事業			四日市市の制度を適用する。				
重度身体障害者移動支援(リフトタクシー)			四日市市の制度を適用する。				
ガイドヘルパー派遣事業			四日市市の制度を適用する。				
難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプ)			四日市市の制度を適用する。				
身体障害者情報機器指導援助事業 (パソコン訪問指導)			四日市市の制度を適用する。				
点字・録音広報委託事業			四日市市の制度を適用する。				
身体障害者自動車燃料費助成事業 (ガソリン代補助)			四日市市の制度を適用する。				
身体障害者福祉機器等購入費補助			四日市市の制度を適用する。				
はり・きゅう・マッサージ給付事業補助金			四日市市の制度を適用する。				

協 定 項 目	障害者福祉事業	関 係 項 目	障害者計画
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
<p>1 名称 四日市市障害者計画</p> <p>2 目的 障害のある人もない人も、お互いの人権を尊重し合いだれもが暮らしやすいまちづくりを推進するための障害者施策の長期計画</p> <p>3 概要</p> <p>(1) 理解と交流の促進 啓発・広報活動の充実 福祉教育の充実 福祉コミュニティーづくりの推進 交流機会の確保 障害者団体の活性化</p> <p>(2) 保健・医療の充実 発生の予防・早期発見 早期療育 医療・リハビリテーションの充実 精神保健相談事業の充実</p> <p>(3) 教育の充実 障害児教育に対する理解の促進 就学前教育の充実 就学指導の充実 義務教育の充実 義務教育終了後の教育の充実 教育指導体制の充実 社会教育の推進</p> <p>(4) 社会参加の促進 福祉のまちづくりの推進 社会参加活動の促進支援 社会参加の場の整備・充実</p> <p>(5) 雇用・就労の促進 一般就労の促進 福祉的就労の促進</p> <p>(6) 生活支援の充実 所得保障の充実 生活環境の整備 在宅福祉サービスの充実 自立生活の支援 施設福祉サービスの充実</p> <p>4 策定年月 平成 7 年 3 月</p> <p>5 その他 平成 2 2 年度までの障害者計画を 1 5 年度中に策定予定</p>	<p>1 名称 楠町障害者計画</p> <p>2 目的 障害のあるなしに関わらず安心して生活できる社会を目指し総合的かつ計画的に推進するため</p> <p>3 概要 基本理念 助け合い、共に暮らせるやさしいまちづくり</p> <p>(1) 自立生活の基盤づくり 介護サービス 移動の支援 住まい 福祉用具 就労支援と雇用促進</p> <p>(2) 地域福祉サービスの推進 障害の早期発見・予防 バリアフリー整備 教育 生活の保障と権利擁護 活動の場</p> <p>(3) 相互理解と共生のまちづくり 相談体制の充実 啓発・情報発信 マンパワーの養成 災害時の支援 スポーツ・レクリエーション等</p> <p>4 策定年月 平成 1 5 年 3 月</p> <p>5 計画期間 平成 1 5 年度～平成 2 2 年度までの 8 年計画</p>		

関 係 法 令	事 例
<p><b>障害者基本法（昭和45年法律第84号）</b></p> <p>（障害者基本計画等）</p> <p>第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>3 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。</p> <p>6 省略</p> <p>7 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>8 省略</p>	<p>&lt; 呉市 &gt; 福祉制度の取扱い (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 (2) 省略</p> <p>&lt; 宗像市 &gt; 障害者福祉事業 障害者福祉事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業についてはこの限りではない。</p> <p>&lt; 福山市 &gt; 各種福祉制度の取扱い 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。 省略</p> <p>&lt; 前橋広域市町村合併協議会 &gt; 保健福祉事業の取扱い 保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。</p>

## 社会福祉事業について

社会福祉事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

<b>協定項目</b>	社会福祉事業
<b>調整の内容</b>	社会福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。 ただし、両市町でサービス水準の差異が大きい事業については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

〔協議第34号参考資料〕

住民・福祉部会

協 定 項 目	社会福祉事業			関 係 項 目	
現 況					備 考
主な事業					
事 業 名	四日市市	楠町	調 整 案		
児童手当			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
児童扶養手当			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
特別児童扶養手当			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
重症心身障害者（児）手当			四日市市の制度を適用する。		
老人医療費助成			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
一人親家庭等医療費助成			四日市市の制度を適用する。ただし、合併時に児童が18歳に到達している楠町の受給者については、合併後児童が20歳に到達するまでの間、この制度を適用するものとする。		
乳幼児医療費助成			四日市市の制度を適用する。		
心身障害者医療費助成			四日市市の制度を適用する。ただし、合併時に4級身体障害者手帳を所持している楠町の受給者でその後も継続して所持している場合は、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は、この制度を適用するものとする。		
老人保健			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
不妊治療費助成			四日市市の制度を適用する。		
災害見舞金			四日市市の制度を適用する。		
生活保護法外扶助			四日市市の制度を適用する。		

関 係 法 令	事 例
	<p>&lt; 呉市 &gt; 福祉制度の取扱い (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 (2) 省略</p> <p>&lt; 福山市 &gt; 各種福祉制度の取扱い 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。 省略</p> <p>&lt; 前橋広域市町村合併協議会 &gt; 保健福祉事業の取扱い 保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。</p>

## 人権関係事業について

人権関係事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

協定項目	人権関係事業
調整の内容	<p>人権関係事業については、住民と行政が一体となって、すべての人が人として尊重される明るく住みよい人権尊重都市を実現するための取組を推進していくものとする。</p> <p>なお、人権にかかる条例については、両市町のこれまでの取組が基本的に同じ考え方で進められており、四日市市の条例を適用する。</p>

[ 協議第 3 5 号参考資料 ]

住民・福祉部会

協 定 項 目	人権関係事業	関 係 項 目	人権にかかる条例
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
<p>1 名称 四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例</p> <p>2 概要 &lt;目的&gt; 日本国憲法、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 其他人権に関する条約の理念にのっとり、すべての市民に基本的人権を保障し、部落差別をはじめ、女性差別、障害者差別、外国人差別など、あらゆる差別を無くすための市及び市民の責務並びに市の施策について必要な基本事項を定めることによりすべての市民が人として尊重され、明るく住みよい人権尊重都市四日市市の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>&lt;市の責務&gt; 行政施策の実施に際しては、すべての分野にわたり人権尊重の視点に立った施策の策定に努めるとともに必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>&lt;市民の責務&gt; 市が実施する施策に協力するとともに、基本的人権を相互に尊重し、自らも差別及び差別を助長する行為をしてはならない。</p> <p>&lt;啓発活動&gt; 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別を無くすため、それぞれの課題を明らかにし、きめ細かな啓発活動の取組とその充実に努めるものとする。</p> <p>&lt;実態調査の実施&gt; 市は、施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて実態調査を行うものとする。</p> <p>3 施行日 平成 9 年 8 月 1 日施行</p>		<p>1 名称 人権が尊重される楠町をつくる条例</p> <p>2 概要 &lt;目的&gt; 日本国憲法及び世界人権宣言の基本的理念並びに楠町の「人権尊重都市宣言」にのっとり、町及び町民の責務並びに町の施策その他必要な事項を定めることにより、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>&lt;町の責務&gt; 町行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策の実施に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>&lt;町民の責務&gt; 相互に基本的人権を尊重し、あらゆる人権侵害に関する行為をしてはならない。 国及び地方公共団体が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>&lt;啓発活動&gt; 町は、人権意識の高揚を図るため、国、県及び人権関係団体等との連携を深め、きめ細かな啓発活動の取組とその充実に努めるものとする。</p> <p>3 施行日 平成 1 4 年 4 月 1 日施行</p>	

関 係 法 令	事 例
	<p>&lt; 呉市 &gt; 人権行政の取扱い 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。</p> <p>&lt; 福山市 &gt; 同和対策 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、 合併年度に限り現行のとおりとする。 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、基本方針に基づき調整を図るものとする。</p>

## 広報・広聴事業について

広報・広聴事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

<b>協定項目</b>	広報・広聴事業
<b>調整の内容</b>	<p>広報・広聴事業については、行政情報の積極的な公開・提供により住民との情報の共有を進めるとともに、住民のニーズを把握し行政に反映することを基本とする。</p> <p>なお、情報公開条例については、合併後、速やかに再編する。</p>

協 定 項 目	広報・広聴事業		関 係 項 目	
現 況				備 考
主な事業				
	四 日 市 市		楠 町	
広報事業	広報紙発行（毎月 5、20 日の 2 回）		広報紙発行（毎月第 1、3 金曜日の 2 回）	
	ケーブルテレビ広報番組の放送		ケーブルテレビ広報番組の放送	
	FMラジオ広報番組の放送			
	インターネットホームページの更新、維持管理		インターネットホームページの更新、維持管理	
	市紹介パンフレットの作成 （市政要覧、こちよい四日市浪漫わくわく）		町勢要覧の作成	
広聴事業	市政モニター制度			
	地域対話事業、市民対話事業、市長の出前グループ対話			
	市政アンケート			
	インターネットホームページ「市政への提案箱」		楠町HPでのメール（各課HP含む）	
	市民広聴会		目安箱による意見集約（町内3カ所設置）	
		楠町HP「町長へのメール」		
		まちづくり町民会議		
情報公開	情報公開制度の周知		情報公開制度の周知	
	公文書の開示		公文書の開示	
	市政情報センターにおける情報提供		情報提供コーナーにおける情報提供	

[ 協議第 3 6 号参考資料 ]

企画部会

協 定 項 目	広報・広聴事業	関 係 項 目	情報公開条例
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
<p>1 名称 四日市市情報公開条例</p> <p>2 概要 &lt;目的&gt; 市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、四日市市の保有する情報の一層の公開を図り、また、総合的な情報公開の推進に関して必要な事項を定めること等により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政の推進に資すること</p> <p>&lt;実施機関の責務&gt; 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない</p> <p>&lt;開示請求者&gt; 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる</p> <p>3 施行日 平成13年4月1日施行 四日市市の情報公開条例は、昭和63年12月に制定され、平成12年9月に全部改正を行い、現在に至っている。</p>	<p>1 名称 楠町情報公開条例</p> <p>2 概要 &lt;目的&gt; 町民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民参加の開かれた町政の下、町民との協働により、公正で民主的な町政の推進に資すること</p> <p>&lt;実施機関の責務&gt; 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める町民の権利を十分に尊重する。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない</p> <p>&lt;公文書の公開を請求できる者&gt; 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる</p> <p>3 施行日 平成12年4月1日施行</p>		

関 係 法 令	事 例
	<p>&lt;福山市&gt;                      広報活動                      福山市の制度に統一するものとする。</p> <p>&lt;岐阜広域合併協議会&gt;                      広報広聴関係事業等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時までに調整するものとする。                          また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。</li> <li>2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。</li> <li>3、4 省略</li> <li>5 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。</li> </ol>

## その他の事業（企画）について

その他の事業（企画）について次のとおり承認を求める。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

協定項目	その他の事業
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 総合計画については、楠町の総合計画を現行のまま四日市市に引き継ぎ、合併後、両市町の総合計画を踏まえ、新たに策定するものとする。</li><li>2 名誉市町民及び表彰については、四日市市の制度を適用するものとする。</li><li>3 中核市の指定については、合併後、早期の実現を目指すものとする。</li></ol>

協 定 項 目	その他の事業	関 係 項 目	総合計画
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
<p>1 名称 四日市市総合計画</p> <p>2 目的 総合的かつ計画的な行政の運営を図る</p> <p>3 概要                      【第1章】総合計画の枠組み                      策定の趣旨                      総合計画の役割                      総合計画の計画期間と構成                      基本構想：本市の目標とする都市像・基本理念を示し、21世紀初頭までの都市づくりの方向を明らかにする(1998～2010)                      基本計画：目標とする都市像を実現するため、基本構想に掲げる基本理念に基づき施策の方向を示す(1998～2010)                      推進計画：基本計画に掲げる施策の方向に基づき、次の期間の事業概要を示す(第2次：2001～2003)</p> <p>【第2章】21世紀の潮流                      【第3章】都市像と基本理念                      都市像：人と文化と自然を育む活気あふれる港まち四日市                      都市づくりの基本理念                      ・市民が主体となって創りあげる新しい市民社会                      ・自然と共生し、快適に暮らせる循環型社会                      ・一人ひとりの個性を重視し、人権を尊重する社会                      ・豊かな市民生活をささえ、新たな都市活力を生み出すまち</p> <p>【第4章】5つの基本目標                      豊かな環境が実感できるまちづくり                      いきいきとした交流のあるまちづくり                      にぎわいと活力にあふれるまちづくり                      健康で安心して暮らせるまちづくり                      のびやかな心を育むまちづくり</p> <p>【第5章】基本構想の推進                      地方分権の推進と中核市指定                      健全財政及び行財政改革                      情報公開                      民間活力の導入                      総合的な行政運営</p> <p>4 策定年月                      基本構想、基本計画 1998年3月                      第2次推進計画 2001年3月</p>		<p>1 名称 楠町総合計画</p> <p>2 目的 総合的かつ計画的な行政の運営を図る</p> <p>3 概要                      【第1章】はじめに                      策定の趣旨                      総合計画策定の流れ                      目標年次及び構成                      基本構想：まちづくりの基本理念をもとに、住民と行政との共通目標としての町の将来像を明らかにする(2001～2010)                      基本計画：基本構想で設定した施策の大綱をもとに、将来目標の実現に必要な施策を体系化するもので、分野別・課題別に施策の方向と内容を示す(2001～2010)                      実施計画：基本計画をさらに具体化したもので、各施策の実施年度や実施方法などを明らかにした年度ごとの事業計画・財政計画として策定(第1次：2001～2003)</p> <p>新しい総合計画の性格                      人口推計</p> <p>【第2章】基本理念及び将来像                      基本理念                      一人ひとりがまちづくりの「担い手」である                      将来像：認め合い、支えあうまち 楠町</p> <p>【第3章】楠町を創る3つのキーワード                      “生活”のススメ                      “健康”のススメ                      “学問”のススメ</p> <p>【第4章】計画の実現のために                      【第5章】施策の大綱</p> <p>4 策定年月                      基本構想、基本計画 2001年3月                      第1次実施計画 2001年3月</p>	

〔協議第37号参考資料〕

企画部会

関係法令	事例
<p>地方自治法（昭和22年 法律第67号）</p> <p>第2条 1～3 省略</p> <p>4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。</p> <p>5～17 省略</p>	<p>&lt;西東京市&gt; 基本構想に関すること 新市において策定する。</p>

協 定 項 目	その他の事業	関 係 項 目	名誉市・町民等に関すること
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
<p>名誉市民及び表彰制度</p> <p>(1) 目的 公共の福祉増進、産業文化の進展又は本市の発展に貢献してその業績卓越し、功労特に顕著な者に対し、その栄誉をたたえ、功績を顕彰する。</p> <p>(2) 区分 名誉市民 特別名誉市民 市政功労者 永年勤続議員 退職議員 一般表彰</p> <p>(3) 選考及び待遇 名誉市民 ・名誉市民推薦審議会に諮問し市長の推薦により市議会の議決を経て決定 ・審議会は市長の諮問に応じて調査審議しその意見を答申 ・審議会は10人以内をもって組織 ・四日市市名誉市民の称号を贈り、名誉市民章を贈る ・業績を公報して顕彰する ・式典への招待・事績を永く伝える方途を講ずる・栄誉を維持するための適当な措置 ・死亡の際の相当の礼をもってする弔慰・その他必要と認める特典または待遇 特別名誉市民 ・市長は、国際親善等のため本市に賓客として来訪した外国人又は本市に特に関係の深い外国人に対し特別名誉市民の称号を贈ることができ、特別名誉市民証に添えて、特別名誉市民章を贈る 市政功労者 ・10年毎の節目の年度に時限的に要綱を設けて表彰を行う ・平成9年(市制施行100周年)以降は適用はなし 永年勤続議員 ・10年以上、15年以上、20年以上、25年以上及び30年以上議員に職のあるものは又はあった者は市長がこれを表彰する ・表彰状及び記念品を授与する ・市の表彰者名簿に登録する ・市が行う儀式、行事及び公式会合への招待・市が発行する主要刊行物の贈呈</p>	<p>名誉町民及び表彰制度</p> <p>(1) 目的 公共福祉の増進、産業文化の進展または楠町の発展に貢献してその業績卓越し、功労特に顕著な者に対し、その栄誉をたたえ、功績を顕彰する。</p> <p>(2) 区分 名誉町民 町民功労者 永年勤続議員 一般表彰</p> <p>(3) 選考及び待遇 名誉町民 ・町長の推薦により町議会の議決を経て決定 ・楠町名誉町民の称を贈り、楠町名誉町民章を贈る ・町の広報に登載し顕彰する ・式典への招待・事績を永く伝える方途を講ずる・死亡の際における町葬の礼をもってする弔慰・その他必要と認める特典または待遇 町民功労者 ・選考委員会に諮り町長が定める ・楠町民功労者の称号並びに町民功労章を贈る ・町の広報に登載する ・町の行う重要な式典への招待・その事績を永く伝える方途を講ずる ・その他必要と認める特典または待遇 ・表彰台帳に登載し永久保存する 永年勤続議員 ・12年以上町議会議員の職にあり又はあったもの(12年、20年は議場で表彰、24年、36年は一般表彰で運用) ・議員任期満了において12年及び20年以上議員の職にあるものは町長が表彰 ・表彰は任期満了最終議会日に行う ・表彰状及び記念品を授与する ・町に表彰者名簿を備える</p>		

〔協議第37号参考資料〕

企画部会

現 況	現 況	備 考
四 日 市 市	楠 町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他市長が必要と認める待遇 退職議員</li> <li>・昭和22年4月30日以後において、議員の職に通算して4年以上在職した者であって現に議員でない者に元四日市市議会議員章を贈呈する</li> <li>・市が行う主要な式典又は行事に招請・市が発行する主要刊行物の贈呈</li> <li>・その他必要と認める事項</li> <li>一般表彰</li> <li>・顕著な功績があった個人・団体等を表彰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般表彰</li> <li>・顕著な功績があった個人・団体等を表彰</li> </ul>	

関 係 法 令	事 例
	<p>&lt;西東京市&gt; 名誉市民に関すること 新市に移行後、速やかに制度化を図る。</p> <p>&lt;岐阜広域合併協議会&gt; 広報広聴関係事業 1、2 省略 3 名誉市民・名誉町民については、岐阜市の制度を適用するものとする。 4 市政及び町政の功労者表彰については、岐阜市の制度を基本に調整するものとする。 5 省略</p>

〔協議第37号参考資料〕

企画部会

協 定 項 目	その他の事業	関 係 項 目	中核市												
現 況			備 考												
<p>&lt;目的&gt;                      地方分権時代に対応したまちづくりを進めていくために、中核市になることで行政能力を高めるとともに、より一層効率的な財政運営をすすめ、今まで以上に市民の声を反映して多くの機能を担うことができる自立した都市を目指す。</p> <p>&lt;中核市の要件&gt;                      1 人口30万以上                      2 人口が50万未満にあつては、面積100平方キロメートル以上</p> <p>&lt;人口・面積の状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="197 683 1003 834"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(人) 平成12年国勢調査</td> <td>291,105</td> <td>10,997</td> <td>302,102</td> </tr> <tr> <td>面積(平方キロメートル) 平成15年10月1日現在</td> <td>197.40</td> <td>7.76</td> <td>205.16</td> </tr> </tbody> </table>				四日市市	楠町	合計	人口(人) 平成12年国勢調査	291,105	10,997	302,102	面積(平方キロメートル) 平成15年10月1日現在	197.40	7.76	205.16	
	四日市市	楠町	合計												
人口(人) 平成12年国勢調査	291,105	10,997	302,102												
面積(平方キロメートル) 平成15年10月1日現在	197.40	7.76	205.16												

〔協議第37号参考資料〕

関係法令	事例
<p><u>地方自治法（昭和22年 法律第67号）</u>                      （中核市の権能）                      第252条の22 中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）は、第252条の19第1項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。</p> <p>（中核市の要件）                      第252条の23 中核市となるべき市が備えなければならない要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 人口三十万以上を有すること。                      二 当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、面積（国土地理院において公表した最近の当該市の面積をいう。）百平方キロメートル以上を有すること。</p> <p>（中核市の指定に係る手続）                      第252条の24 総務大臣は、第252条の22第1項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。</p> <p>3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。</p> <p>（政令への委任）                      第252条の25 第252条の21の規定は、第252条の22第1項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。</p> <p>（指定都市の指定があつた場合の取扱い）                      第252条の26 中核市に指定された市について第252条の19第1項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第252条の22第1項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。</p> <p>（中核市の指定に係る手続の特例）                      第252条の26の2 第七条第一項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出があつた場合は、第252条の24第1項の関係市からの申出があつたものとみなす。</p>	

協議第38号

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙「四日市市・楠町新市建設計画」のとおり協議する。

平成16年1月30日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫